| さ | ٧٧ | た | ま | 市 | | |
|---|-----|---|-----|---|--------------------|-----------|
| 選 | 挙 管 | 理 | 委員 | 会 | さいたま市選挙管理委員会告示名 | 公布年月日 |
| 告 | 示 | | 番 | 号 | | |
| さ | ٧٧ | た | ま | 市 | さいたま市の議会の議員及び長の選挙に | |
| 選 | 挙 管 | 理 | 委 員 | 会 | おける選挙運動用自動車等の公営に関す | 令和4年7月11日 |
| 告 | 示 舅 | 育 | 1 3 | 号 | る規程の一部を改正する告示 | |
| さ | いく | た | ま | 市 | さいたま市議会の議員又はさいたま市長 | |
| 選 | 挙 管 | 理 | 委 員 | 会 | の選挙におけるビラの作成の公営に関す | 令和4年7月11日 |
| 告 | 示 舅 | 育 | 1 4 | 号 | る規程の一部を改正する告示 | |
| さ | ٧٧ | た | ま | 市 | さいたま市議会の議員又はさいたま市長 | |
| 選 | 挙 管 | 理 | 委 員 | 会 | の選挙における選挙運動用自動車等の公 | 令和4年12月9日 |
| 告 | 示 舅 | 育 | 2 2 | 号 | 営に関する規程の一部を改正する告示 | |

さいたま市選挙管理委員会告示第13号

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示を 次のように定める。

令和4年7月11日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示 さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程(平成13年さいたま市選挙 管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部 分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

おける選挙運動用自動車等の公営に関する規程

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|------------------------|
| さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙に | さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選 |

(趣旨)

第1条 この告示は、さいたま市議会の議員又はさいた|第1条 この告示は、さいたま市の議会の議員及び長の ま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関 する条例(平成 13 年さいたま市条例第6号。以下「 条例」という。) 第9条の規定に基づき、選挙運動用 自動車等の公営に関し必要な事項を定めるものとす る。

(確認の申請等)

は、選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第3号) 挙管理委員会を経由して市選挙管理委員会(以下「市委 員会」という。)に、さいたま市長の選挙にあっては市 委員会に提出して行わなければならない。

は市委員会に提出して行わなければならない。

3 [略]

(請求書の提出)

(趣旨)

選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例 (平成 13 年さいたま市条例第6号。以下「条例」と いう。) 第9条の規定に基づき、選挙運動用自動車等 の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

挙運動用自動車等の公営に関する規程

(確認の申請等)

第3条 条例第4条第2号イの規定による確認の申請 第3条 条例第4条第2号イの規定による確認の申請 は、選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第3号) を、さいたま市議会の議員の選挙にあっては当該区の選 を、議員の選挙にあっては当該区の選挙管理委員会を経 由してさいたま市選挙管理委員会(以下「市委員会」と いう。)に、長の選挙にあっては市委員会に提出して行 わなければならない。

2 条例第8条の規定による確認の申請は、選挙運動用 2 条例第8条の規定による確認の申請は、選挙運動用 ポスター作成枚数確認申請書(様式第4号)を、さいた|ポスター作成枚数確認申請書(様式第4号)を、議員の ま市議会の議員の選挙にあっては当該区の選挙管理委員 選挙にあっては当該区の選挙管理委員会を経由して市委 会を経由して市委員会に、さいたま市長の選挙にあって|員会に、長の選挙にあっては市委員会に提出して行わな ければならない。

3 [略]

(請求書の提出)

- 第6条 条例第4条に規定する請求は、請求書(様式第 9号(その1)) に前条第1項に規定する証明書(燃 料供給業者にあっては第3条第3項に規定する確認 書、当該証明書並びに前条第2項第1号及び第2号に 掲げる書面)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に さいたま市長に提出して行わなければならない。
- 2 条例第8条に規定する請求は、請求書(様式第9号 (その2)) に第3条第3項に規定する確認書、前条 第3項に規定する証明書及び前条第4項に規定する書 面を添えて、当該選挙の期日後30日以内にさいたま市 長に提出して行わなければならない。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市議会の議員又は さいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公 営に関する規程の規定は、この告示の日以降にその期 日を告示される選挙について適用し、同日前にその期 日を告示された選挙については、なお従前の例によ る。

様式第3号(第3条関係)

「略〕

次の選挙運動用自動車燃料代につき、さいたま市議会の 議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車 等の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認 を受けたいので申請します。

[略]

様式第4号(第3条関係)

[略]

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、さいたま市議 次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、さいたま市の 会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自 動車等の公営に関する条例第8条の規定による確認を受 けたいので申請します。

「略]

様式第5号(第3条関係)

[略]

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における 選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条第2号イ の規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号 イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

「略]

様式第6号(第3条関係)

[略]

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におしさいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動

- 第6条 条例第4条に規定する請求は、請求書(様式第 9号(その1)) に前条第1項に規定する証明書(燃 料供給業者にあっては第3条第3項に規定する確認 書、当該証明書並びに前条第2項第1号及び第2号に 掲げる書面)を添えて、当該選挙の期日後30日以内に 市長に提出して行わなければならない。
- 2 条例第8条に規定する請求は、請求書(様式第9号 (その2)) に第3条第3項に規定する確認書、前条 第3項に規定する証明書及び前条第4項に規定する書 面を添えて、当該選挙の期日後30日以内に市長に提出 して行わなければならない。

(経過措置)

2 この告示による改正後の議会の議員及び長の選挙に おける選挙運動用自動車等の公営に関する規程の規定 は、この告示の日以降にその期日を告示される選挙に ついて適用し、同日前にその期日を告示された選挙に ついては、なお従前の例による。

様式第3号(第3条関係)

「略〕

次の選挙運動用自動車燃料代につき、さいたま市の議会 の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の公営 に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けた いので申請します。

[略]

様式第4号(第3条関係)

[略]

議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車等の 公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいの で申請します。

[略]

様式第5号(第3条関係)

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動 用自動車等の公営に関する条例第4条第2号イの規定に 基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定め る金額の範囲内のものであることを確認する。

[略]

様式第6号(第3条関係)

[略]

ける選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規用自動車等の公営に関する条例第8条の規定に基づき、

定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条|次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数 に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

[略]

様式第7号(その1)(第5条関係)

備考

1~3 「略]

- 1日当たり次の金額までです。
 - (1) 「略]
 - (2) (1)以外の場合 16,100円

5~7 [略]

様式第8号(第5条関係)

[略]

備考

1~3 「略]

- 4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及 びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次の とおりです。
- (1) [略]
- (2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)における ポスター掲示場数が500以下の場合

541 円 31 銭×ポスター掲示場数+316, 250 円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ) 限度額=単価×確認された作成枚数

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけ るポスター掲示場数が500を超える場合

28円35銭

× (ポスター掲示場数-500) +586,905 円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ) 限度額=単価×確認された作成枚数

様式第9号(その1)(第6条関係)

[略]

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における 選挙運動用自動車等の公営に関する条例第4条の規定に より、次の金額の支払を請求します。

「略]

様式第9号(その2)(第6条関係)

条の規定により、次の金額の支払を請求します。

の範囲内のものであることを確認する。

[略]

様式第7号(その1)(第5条関係)

備考

1~3 [略]

- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1日当たり次の金額までです。
 - (1) 「略]
 - (2) (1)以外の場合 15,800円

5~7 [略]

様式第8号(第5条関係)

「略]

備考

1~3 「略]

- 4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及 びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次の とおりです。
- (1) [略]
- (2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)における ポスター掲示場数が500以下の場合

525円6銭×ポスター掲示場数+310,500円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ) 限度額=単価×確認された作成枚数

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域) におけ るポスター掲示場数が500を超える場合 27円50銭

× (ポスター掲示場数-500) +573,030円

ポスター掲示場数

=単価(1円未満の端数は切り上げ) 限度額=単価×確認された作成枚数

様式第9号(その1)(第6条関係)

「略〕

さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動 用自動車等の公営に関する条例第4条の規定により、次 の金額の支払を請求します。

[略]

様式第9号(その2)(第6条関係)

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙に|さいたま市の議会の議員及び長の選挙における選 おける選挙運動用自動車等の公営に関する条例第8 挙運動用自動車等の公営に関する条例第8条の規 定により、次の金額の支払を請求します。

| [略] | [略] |
|-----|-----|
| | |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第14号

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を 次のように定める。

令和4年7月11日

7円73銭

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程(平成19年さいたま 市選挙管理委員会告示第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|
| 様式第4号(第5条関係) | 様式第4号(第5条関係) | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | |
| 備考 | 備考 | | | | | |
| 1~3 [略] | 1~3 [略] | | | | | |
| 4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及 | 4 1人の候補者につき、公費負担の対象となる枚数及 | | | | | |
| びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次の | びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次の | | | | | |
| とおりです。 | とおりです。 | | | | | |
| (1) [略] | (1) [略] | | | | | |
| (2) 限度額 | (2) 限度額 | | | | | |
| ア確認された作成枚数が5万枚以下の場合 | ア確認された作成枚数が5万枚以下の場合 | | | | | |
| 7円73銭(単価)×当該作成枚数=限度額 イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 | 7円51銭 (単価)×当該作成枚数=限度額 イ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合 | | | | | |
| 5円18銭 | 1 確認されたTF放仪数かる力仪を超える場合 5円2銭 | | | | | |
| × (当該作成枚数-5 万枚) +386,500 円 | × (当該作成枚数-5 万枚) +375,500 円 | | | | | |
| 当該作成枚数 | 当該作成枚数 | | | | | |
| =単価(1銭未満の端数は切り上げ) | =単価(1銭未満の端数は切り上げ) | | | | | |
| 限度額=単価×当該作成枚数 | 限度額=単価×当該作成枚数 | | | | | |
| | | | | | | |
| 様式第5号(第6条関係) | 様式第5号(第6条関係) | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | |
| (別紙) 請求内訳書 | (別紙) 請求内訳書 | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | |
| 備考 | 備考 | | | | | |
| 1 (D)欄には、1 人の候補者が作成した合計枚数によ | 1 (D)欄には、1 人の候補者が作成した合計枚数によ | | | | | |
| り算出された額を記載してください。 | り算出された額を記載してください。 | | | | | |
| (1) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚以下の場 | (1) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚以下の場 | | | | | |
| 合 | 合 | | | | | |

7円51銭

(2) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚を超える場合

5円18銭

× (当該作成枚数 - 5 万枚) + 386,500 円 当該作成枚数

三単価 (1銭未満の端数は切り上げ)

2~4 [略]

(2) 選挙運動用ビラ作成枚数が5万枚を超える場合

5円2銭

× (当該作成枚数 - 5 万枚) + 375,500 円 当該作成枚数

・・・ 1銭未満の端数は切り上げ

2~4 [略]

附則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第22号

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月9日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大 倉 浩

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する規程(平成13年さいたま市選挙管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該改正部分を削る。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|---------------|------------------|--------------------------|--------|---------------------|---|-------------|-----------------|------------------|-----------------|----|--|--|
| 様式第7号(その2)(第5条関係) [略] | | | | | 様式第7号(その2)(第5条関係) [略] | | | | | | | | | | |
| Maria | 氏名又は名称 | | | | Hibdal | 氏名又は名称 | | | | | | | | | |
| 燃料供給 | 住所 | | | | 燃料供給 | 住所 | | | | | | | | | |
| 業者 | 法人の場合は代 表者の氏名 | | | 業者 | 法人の場合は代表者の氏名 | i | | | | | | | | | |
| 燃料 供給 年月 日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | | 燃料 供給 量 | 燃料供給金額 | 備 | | 燃料 供給 年月 日 | 燃料の供給を受けた選 挙運動用自動車の自動 車登録番号又は車両番 号 | | 燃料供料量 | 共給 供給 | | 備考 | | |
| | | | | | 円 | | | | | - | <u>e_</u> | 円 | | | |
| 備考 [略] | | | | | | | | 備考 [略] | | | | | | | |
| 様式第9号(その1)(第6条関係) (別紙3) [略] 燃料代 (別紙3) 「略] 燃料代 | | | | | | | | • | 条関係) | | | | | | |
| 販売年月日 | 販 燃料の供給を受売 売 けた選挙運動用 年 自動車の自動車 月 登録番号又は車 | | 額 [| 基準 限度 質(B) | 請求 金額 (C) | 販売年月 | | 燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号又は車 両番号 | 販売金額 (A) | | 基準 限度 額(B) | 請求 金額 (C) | | | |
| | | 円× = 円 | | 円 | | | | | 円 = | × <u>ℓ</u> 円 | 円 | | | | |
| 備考 [略] | , | | • | 1 | , | 1 | 備考 [略] | | | | | | | | |

附則

この告示は、公布の日から施行する。